

令和 5 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課）

項 目 名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長	
税 目	揮発油税、地方揮発油税 ・租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 88 条の 7 ・租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 46 条の 11～46 条の 16 ・租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 37 条の 5～37 条の 7	
要 望 の 内 容	バイオエタノール等を混和した揮発油を製造した場合に、当該バイオエタノール等混和分の揮発油税及び地方揮発油税の課税標準から当該バイオエタノール等に含まれるエタノールの数量を控除する特例措置の適用期限を 5 年間延長する。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	一 百万円 （▲46,000 百万円） （ 一 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>非化石エネルギーであるバイオエタノール※は、化石由来の燃料である揮発油の代替として活用が可能のため、エネルギー源の多様化に寄与するとともに、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収し、燃焼時にその同量の二酸化炭素を排出するため、揮発油と比較して二酸化炭素の排出量が少ない。このため、非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給の確保を図るとともに、地球温暖化対策の観点から有効な手段の一つであることから、バイオエタノールの利用促進を図る。</p> <p>※バイオエタノールは、さとうきび、とうもろこし等の農作物（可食）由来の第一世代バイオエタノールと、製紙残渣（パルプ）、コーヒー粕、廃菌床等の非可食由来の次世代バイオエタノールを指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>バイオエタノールの利用にあたっては、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）に基づく、「平成30年度以降の5年間についての非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準」（以下「告示」という。）において、平成30年度～令和4年度の間、石油精製業者に対して、バイオエタノールを「原油換算で毎年50万kl」利用することを義務付け、これまで順調に達成している。</p> <p>一方、現状、国内ではバイオエタノールの商用規模の生産が行われていないことから、バイオエタノールの利用にあたっては、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存しており、以下のような追加的なコストが生じ、最終的には国民に転嫁されることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオエタノールの価格が揮発油の価格を上回る。 ・輸入したバイオエタノールは、国内でバイオ ETBE※に合成して使用されるため、関税等の輸入に係るコストに加えて、バイオエタノールを日本まで輸送するコスト、バイオ ETBE を生産するためのバイオ ETBE 専用タンク、揮発油との混合設備や受入設備等のコストが生じる。 <p>こうした追加コストを低減させ、バイオエタノールの利用促進を図るため、本措置を通じて、バイオエタノールの利用分については、揮発油税及び地方揮発油税の課税対象から控除することが必要となる。</p> <p>※エチル・ターシャリー・ブチル・エーテルの略。エタノールと、揮発油の精製過程等で副生される炭化水素の一種であるイソブテンから合成される含酸素化合物。エタノールと異なり水分や蒸気圧の管理が必要なく、揮発油になじみやすい性質を持っている。</p>
<p>今回の要望（租税特別措置）</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保</p> <p>○日米首脳共同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」（令和4年5月23日）</p> <p>両首脳は、輸入石油への依存を減らすため、持続可能な航空燃料（SAF）や道路用燃料用のものを含め、日本のバイオエタノールの需要を2030年までに倍増させるため、あらゆる可能な手段を取るという日本のコミットメントを歓迎した。</p> <p>○第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）</p> <p>4. 2050カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応</p> <p>(4) 産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組</p> <p>③運輸部門における対応</p> <p>（中略）燃料の脱炭素化を図っていくことも必要であり、既存の燃料インフラや内燃機関等の設備を利用可能なバイオ燃料や合成燃料等の選択肢を追求していくことも重要である。バイオエタノールやバイオディーゼルに</p>

		<p>については、引き続き、国際的な導入動向等を踏まえ導入の在り方を検討していく。</p> <p>(中略) 2050年カーボンニュートラルに向けて、燃料分野での対応は、①燃焼しても大気中のCO₂を増加させないバイオ燃料、水素、アンモニア、合成燃料、合成メタンといった脱炭素燃料と、②化石燃料を利用しながらも大気中のCO₂を増加させないCCS、カーボンリサイクルといった脱炭素技術等に大別できる。いずれも社会実装・拡大には、イノベーションの実現が不可欠であり、2050年を見据え、2030年に向けても、その確保等のための計画的な取組が重要である。</p>
	政策の達成目標	<p>令和5年度～令和9年度(P)[*]において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、毎年着実に達成する。</p> <p>[*]令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在検討中。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)
	同上の期間中の達成目標	<p>令和5年度～令和9年度(P)[*]において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、毎年着実に達成する。</p> <p>[*]令和5年度以降のバイオエタノールの利用目標量については、令和5年4月までに第三次告示を策定予定であり、現在、検討中。</p>
	政策目標の達成状況	平成30年度～令和3年度において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算50万kL/年)を、毎年着実に達成する。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用事業者数)</p> <p>令和5年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和6年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和7年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和8年度 約600件(8社程度)</p> <p>令和9年度 約600件(8社程度)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるものの、本措置により追加コストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図ることが可能となる。</p> <p>また、現状、アメリカ・ブラジルからの輸入に依存している状況等を踏まえ、令和2年4月に次世代バイオエタノール[*]の利用促進策として、令和5年度以降の次世代バイオエタノールの利用目標量を入札による供給者決定をもとに次世代バイオエタノール1万kL/年(原油換算)と定めることや、告示上での目標量を実利用量の2倍にカウントできる原材料に廃棄物やカーボンリサイクル由来炭素を加える等の告示の改定を実施。</p> <p>当該告示の改訂や、本措置により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところであり、国産化が実現した場合には、海外への輸入依存度の低減に貢献する。</p> <p>[*]次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バ</p>

		イオエタノールと異なり、非食料等を原料とするため食糧競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>バイオエタノール及びバイオエタノール由来 ETBE の関税の無税化措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 揮発油に混合するためのバイオエタノール又はバイオエタノール由来 ETBE を輸入した場合、関税を無税化することで、バイオエタノールの利用コストを低減する措置。 本税制措置と関税の無税化を組み合わせることによって、バイオエタノールを混合した揮発油と通常の揮発油との価格差を更に低減することが可能となる。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	—	—
	要望の措置の妥当性	<p>バイオエタノールから合成されるバイオ ETBE を混合した揮発油は、通常の揮発油と比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となるため、揮発油税及び地方揮発油税を無税にすることによる負担軽減が実現されなければ、バイオエタノールの利用が進まなくなる恐れがある。</p> <p>今後取組の進展が期待される次世代バイオエタノールについては、現状は技術開発や原料確保等の課題もあることに加え、供給当初は、現在輸入しているバイオエタノールと同程度、もしくはそれよりもコストが生じる可能性があり、国産の次世代エタノールが安定的に製造・供給されるまでの間については、エネルギーの安定供給の確保、温室効果ガスの削減や、次世代バイオエタノールの社会実装に向けた環境整備を行う観点から、引き続き、本措置を通じた第一世代のバイオエタノールの利用促進は必要不可欠。</p> <p>なお、日米首脳共同声明や第 6 次エネルギー基本計画等も踏まえ、バイオエタノールの利用を促進することが、政府方針の実現に資すると考える。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○適用件数（適用事業者数）</p> <p>平成 30 年度 約 600 件（8 社） 平成 31 年度 約 600 件（9 社） 令和 2 年度 約 600 件（8 社） 令和 3 年度 約 600 件（8 社）</p> <p>○適用数量（バイオエタノール換算量）</p> <p>平成 30 年度 約 81.9 万 KL 平成 31 年度 約 80.9 万 KL 令和 2 年度 約 84.3 万 KL 令和 3 年度 約 88.3 万 KL</p> <p>○減収額</p> <p>平成 30 年度 約 441 億円 平成 31 年度 約 435 億円 令和 2 年度 約 454 億円 令和 3 年度 約 475 億円</p>

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—										
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>バイオエタノールの利用にあたっては、通常の揮発油と比較して、追加費用が必要となるものの、本措置によりコストを低減させることで、バイオエタノールの利用促進を図り、バイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成することが可能となる。</p> <p>加えて、本措置等により次世代バイオエタノールの導入インセンティブを示すことで、当初の見込みからやや遅れが生じているものの、国内事業者による商業生産に向けた取組が進展してきているところ。</p>										
	前回要望時の達成目標	平成 30 年度～令和 4 年度において、エネルギー供給構造高度化法に基づく告示で定めるバイオエタノールの利用目標量(原油換算 50 万 kL/年)を、毎年着実に達成。										
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>○各年度の実績は以下のとおりであり、概ね毎年利用目標量を達成している。</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>約 49.7 万 KL</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>約 49.1 万 KL</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>約 51.2 万 KL</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>約 53.6 万 KL</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度 (見込み)</td> <td>約 50.5 万 KL</td> </tr> </table>	平成 30 年度	約 49.7 万 KL	平成 31 年度	約 49.1 万 KL	令和 2 年度	約 51.2 万 KL	令和 3 年度	約 53.6 万 KL	令和 4 年度 (見込み)	約 50.5 万 KL
平成 30 年度	約 49.7 万 KL											
平成 31 年度	約 49.1 万 KL											
令和 2 年度	約 51.2 万 KL											
令和 3 年度	約 53.6 万 KL											
令和 4 年度 (見込み)	約 50.5 万 KL											
これまでの要望経緯	<p>平成 20 年度 創設</p> <p>平成 23 年度 拡充 (みなし製造所を特例対象に追加)</p> <p>平成 25 年度 5 年間延長</p> <p>平成 30 年度 5 年間延長</p> <p>令和 2 年度 拡充 (バイオエタノール等揮発油の対象に、カーボンリサイクルエタノール等を混和して製造された揮発油を追加。)</p>											